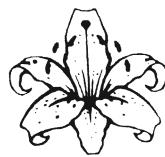


# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 3 年 12 月 14 日 (火曜日)

定期 第 266 号

目 次	ページ	
○規則 神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（環境農政・水産課）	649	令和 2 年度包括外部監査の結果に係る措置状況について
○告示 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（環境農政・大気水質課）	649	○公告 土地改良区役員退任届出（県央地域県政総合センター）
○監査委員公表		公共測量の実施通知（9 件）（県土整備・建設業課）
		都市計画の図書の写しの縦覧（5 件）（県土整備・都市計画課）
		開発行為に関する工事の完了（県西土木事務所）

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム（URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>）の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

発行

横浜市  
神奈川県  
中政局  
政策部  
通法務課  
（○四五二一〇一）  
（一）

印刷

横浜市  
野崎印刷  
（○四五五七一三五〇八）  
（一）

## 規則

神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 12 月 14 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第93号

### 神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年神奈川県規則第84号）の一部を次のように改正する。  
別表第1備考中「者で」を「者であつて」に、「者に」を「もので、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けているものに」に、「令和3年3月31日まで」を「令和4年3月31日まで」に改める。

第1号様式（表）中「⑩」を削り、同様式（裏）の備考を削る。

第1号様式の2中「⑩」を削り、同様式の備考を削る。

第8号様式（表）中「⑩」を削り、同様式（裏）中「し、各人の確認印を押印」を削る。

第9号様式及び第10号様式中「⑩」を削る。

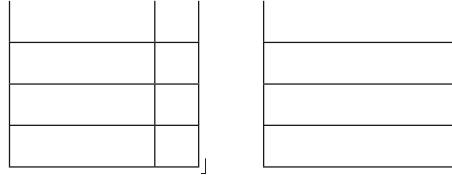
第11号様式中

沿岸漁業改善資金	印
千円	

沿岸漁業改善資金
千円

を

に改める。



第12号様式中「⑩」を削り、同様式の備考3を削る。

## 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

### 神奈川県告示第698号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、次の形質変更時要届出区域について同条第1項の指定を解除する。

令和 3 年 12 月 14 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 指定を解除する形質変更時要届出区域  
愛甲郡愛川町中津字桜台4,031番1の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

- 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県環境農政局環境部大気水質課及び神奈川県県央地域県政総合センター環境部環境保全課において一般の縦覧に供する。）

## 監査委員公表

## 神奈川県監査委員公表第21号

令和2年度包括外部監査の結果に係る措置状況について

令和3年3月19日付け神奈川県公報号外第14号で公表している令和2年度包括外部監査の結果について、神奈川県知事から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたとして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定による通知があつたので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和3年12月14日

神奈川県監査委員 村上英嗣  
同 太田眞晴  
同 吉川知恵子  
同 嶋村ただし  
同 てらさき雄介

## 本庁舎の維持管理に関する財務事務の執行について

令和2年度包括外部監査結果報告書（令和3年3月19日（神奈川県公報号外第14号）神奈川県監査委員公表第7号）で公表。以下「報告書」という。記載の「指摘事項」4項目全てについて、令和3年10月13日付けで、次のとおり講じた措置の通知があつた。（所管課 指摘事項1及び2は総務局財産経営部庁舎管理課、指摘事項3及び4は総務局財産経営部施設整備課）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
1 書類の管理及び保管について  本庁舎産業廃棄物（廃プラスチック類等）収集運搬処分業務委託について、監査を実施する過程で委託契約に関係する書類の提出を依頼したところ、監査当日に提出は行われなかつた。 その後確認したところ、他課から契約書等を参考にしたいとの申し出があり書類の貸出しを行つたが、その際「書類受渡簿」の記載を失念してしまつたまま、他課において契約準備に時間を要してしまい、後日書類は発見された。保存期間の定めのある文書の管理及び保管は厳格に行う必要がある。（報告書p.36）	対応方法を整理し、文書を貸し出す際には帳簿への記載を徹底するとともに、書類の貸出しについては必要最低限とすることした。
2 備品シールの貼付  神奈川県財務規則によれば、物品管理者は、備品を受け入れたときは、当該備品に管理シールを適宜の方法により貼付しなければならないと規定されている。 したがつて、正序備品についても必ず管理シールを貼付し、少なくとも毎年度1回、備品と備品台帳の照合を行う必要がある。（報告書p.56）	物品管理事務の手引に基づき、管理シールを当該備品に貼付し、備品の照合を少なくとも毎年度1回行う等、適正に処理するよう努める。
3 パーテーション新設工事の固定資産台帳への計上  本庁舎5階財産経営課分室のパーテーション新設工事は、事務室と事務室の間を区分するための新たなパーテーション設置工事であることから、固定資産の取得に該当する。	本県の取扱い（既存建物等に係る予定価格100万円以下の改修等工事は一律修繕費として費用処理）について、地方公会計制度を所管する総務省に確認したこと、「神奈川県のように修繕

したがつて、当該新設工事は「（仕訳変換区分）需用費（施設等修理代）」として会計処理するのではなく、「（仕訳変換区分）B S事業用資産」として当該工事の支出額を固定資産台帳に計上するとともに、県は、内部のマニュアルや取扱要領を、誤解を招かないように改定する必要がある。（報告書p.83）

費の取扱いについて、一律の金額基準を設けていることも合理性はあると考えられ、不適切であるとの指摘はできない。」との回答だった。

そのため、本庁舎5階財産経営課分室のパーテーション新設工事については、「（仕訳変換区分）需用費（施設等修理代）」として会計処理する。

ただし、指摘を踏まえ、今後より精緻な財務書類を作成するために、令和3年度決算より、資産に該当する支出は金額を問わず固定資産台帳に計上することとし、令和3年3月に財産経営課において「固定資産取扱要領」及び「地方公会計マニュアル（固定資産取扱編）」を改訂した。

## 4 令和2年度の議員控室の扉改修工事の妥当性

修繕工事とは、周期的な補修又は臨時に破損した箇所の維持管理のために原状回復をするための工事である。令和2年度の議員控室の扉改修工事は、補修等の必要がない扉を新たな扉に取り替える修繕工事で、不必要的工事である。

今後、必要なない工事が行われないよう強く望む。（報告書p.87）

本件工事は、令和元年度に実施した当該箇所の改修で工事監理が十分でなかつたことが一因となっている。

今後は、工程や施工図の確認を行う等、工事監理を徹底し、適切な修繕工事を実施する。

さらに、修繕工事の必要性についても、工事内容を精査する等、適切に判断する。

（注）「監査の結果（指摘事項）」欄について、指摘事項の内容は、神奈川県知事からの通知のとおりに記載している。

## 公 告

厚木市入之郷土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出がありました。

令和3年12月14日

神奈川県知事 黒岩祐治

退任した役員の住所及び氏名

役員の別	住 所	氏 名
理事	厚木市上依知120番地1	森田秀雄

測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、横浜市長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和3年12月14日

神奈川県知事 黒岩祐治

## 1 測量の種類

公共測量（横浜市公共基準点測量）

## 2 測量の地域

横浜市南部地域（金沢区、戸塚区及び栄区）

## 3 測量の期間

令和3年11月15日から令和4年2月28日まで

	3 測量の期間 令和 3 年 8 月 30 日から令和 4 年 1 月 31 日まで
測量法第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、 川崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。	測量法第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、 神奈川県西土木事務所小田原土木センター所長から次のとおり 公共測量を実施する旨通知がありました。
令和 3 年 12 月 14 日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治	令和 3 年 12 月 14 日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治
1 測量の種類 公共測量（数値地図レベル2,500 空中写真撮影144.35km <sup>2</sup> ）	1 測量の種類 公共測量（基準点測量）
2 測量の地域 川崎市全域	2 測量の地域 小田原市北ノ窪地内
3 測量の期間 (業務) 令和 3 年 10 月 27 日から令和 4 年 3 月 15 日まで (撮影) 令和 4 年 1 月 1 日から同年 3 月 15 日まで	3 測量の期間 令和 3 年 11 月 19 日から同年 12 月 28 日まで
測量法第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、 神奈川県横須賀土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する 旨通知がありました。	測量法第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、 神奈川県平塚土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨 通知がありました。
令和 3 年 12 月 14 日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治	令和 3 年 12 月 14 日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治
1 測量の種類 公共測量（基準点測量、路線測量及び用地測量）	1 測量の種類 公共測量（基準点測量、路線測量及び現地測量）
2 測量の地域 横須賀市林五丁目地内	2 測量の地域 秦野市曾屋地先ほか
3 測量の期間 令和 3 年 11 月 12 日から令和 4 年 2 月 28 日まで	3 測量の期間 令和 3 年 10 月 15 日から令和 4 年 2 月 28 日まで
測量法第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、 神奈川県平塚土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨 通知がありました。	測量法第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、 神奈川県平塚土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨 通知がありました。
令和 3 年 12 月 14 日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治	令和 3 年 12 月 14 日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治
1 測量の種類 公共測量（基準点測量、路線測量及び現地測量）	1 測量の種類 公共測量（基準点測量、路線測量及び現地測量）
2 測量の地域 平塚市南金目地先	2 測量の地域 秦野市今泉地先ほか
3 測量の期間 令和 3 年 10 月 11 日から令和 4 年 2 月 28 日まで	3 測量の期間 令和 3 年 10 月 13 日から令和 4 年 2 月 28 日まで
測量法第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、 神奈川県藤沢土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨 通知がありました。	測量法第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、 神奈川県平塚土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨 通知がありました。
令和 3 年 12 月 14 日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治	令和 3 年 12 月 14 日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治
1 測量の種類 公共測量（基準点測量、用地測量及び路線測量）	1 測量の種類 公共測量（基準点測量、路線測量及び現地測量）
2 測量の地域 鎌倉市坂ノ下地内（坂の下地区）	

<p>2 測量の地域 中郡大磯町生沢地先</p> <p>3 測量の期間 令和 3 年10月14日から令和 4 年 2 月28日まで</p>	<p>1 項の規定により綾瀬市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。</p> <p>令和 3 年12月14日</p> <p>神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p>										
<p>都市計画法第20条第 1 項の規定により川崎市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。</p> <p>令和 3 年12月14日</p> <p>神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p>	<p>1 都市計画の種類及び名称 川崎都市計画地区計画生田浄水場地区地区計画</p> <p>2 縦覧場所 神奈川県県土整備局都市部都市計画課</p>										
<p>都市計画法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により川崎市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。</p> <p>令和 3 年12月14日</p> <p>神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p>	<p>都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。</p> <p>令和 3 年12月14日</p> <p>神奈川県県西土木事務所長 笠 間 順</p> <table border="1" data-bbox="774 691 1421 1096"> <tr> <td>開発区域に含まれる地域の名称</td><td>足柄上郡大井町金子字新宿1,051の1ほか21筆</td></tr> <tr> <td>開発区域の面積</td><td>2,547.14平方メートル</td></tr> <tr> <td>開発許可を受けた者の住所</td><td>平塚市錦町2の16</td></tr> <tr> <td>開発許可を受けた者の氏名</td><td>株式会社マッケンジーハウス 代表取締役 鳥居 大祐</td></tr> <tr> <td>開発許可年月日及び許可番号</td><td>令和 3 年 6 月 25 日 神奈川県指令西土第610008号</td></tr> </table>	開発区域に含まれる地域の名称	足柄上郡大井町金子字新宿1,051の1ほか21筆	開発区域の面積	2,547.14平方メートル	開発許可を受けた者の住所	平塚市錦町2の16	開発許可を受けた者の氏名	株式会社マッケンジーハウス 代表取締役 鳥居 大祐	開発許可年月日及び許可番号	令和 3 年 6 月 25 日 神奈川県指令西土第610008号
開発区域に含まれる地域の名称	足柄上郡大井町金子字新宿1,051の1ほか21筆										
開発区域の面積	2,547.14平方メートル										
開発許可を受けた者の住所	平塚市錦町2の16										
開発許可を受けた者の氏名	株式会社マッケンジーハウス 代表取締役 鳥居 大祐										
開発許可年月日及び許可番号	令和 3 年 6 月 25 日 神奈川県指令西土第610008号										
<p>都市計画法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により川崎市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。</p> <p>令和 3 年12月14日</p> <p>神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p>	<p>1 都市計画の種類及び名称 川崎都市計画高度地区</p> <p>2 縦覧場所 神奈川県県土整備局都市部都市計画課</p>										
<p>都市計画法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により川崎市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。</p> <p>令和 3 年12月14日</p> <p>神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p>	<p>1 都市計画の種類及び名称 川崎都市計画生産緑地地区</p> <p>2 縦覧場所 神奈川県県土整備局都市部都市計画課</p>										